

「知財創造教育」の推進について

(知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会説明資料)

2017年1月27日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

1. 推進委員会において示された方針

「知財創造教育」が必要となる背景

天然資源の乏しい我が国にとって知的財産こそが競争力の源泉である。先人たちの知・技術に学びながら、主体的・能動的に新しい価値を創造し、また、創造した価値を活用していくことで、未来を切り拓いていく力が求められている。



「知財創造教育」の目的

「未来を切り拓いていく力」の育成

知財創造教育推進コンソーシアムの目的

小中高等学校及び高等専門学校における知財創造教育の全国的な普及を目指す

2. 検討委員会の方向性（案）

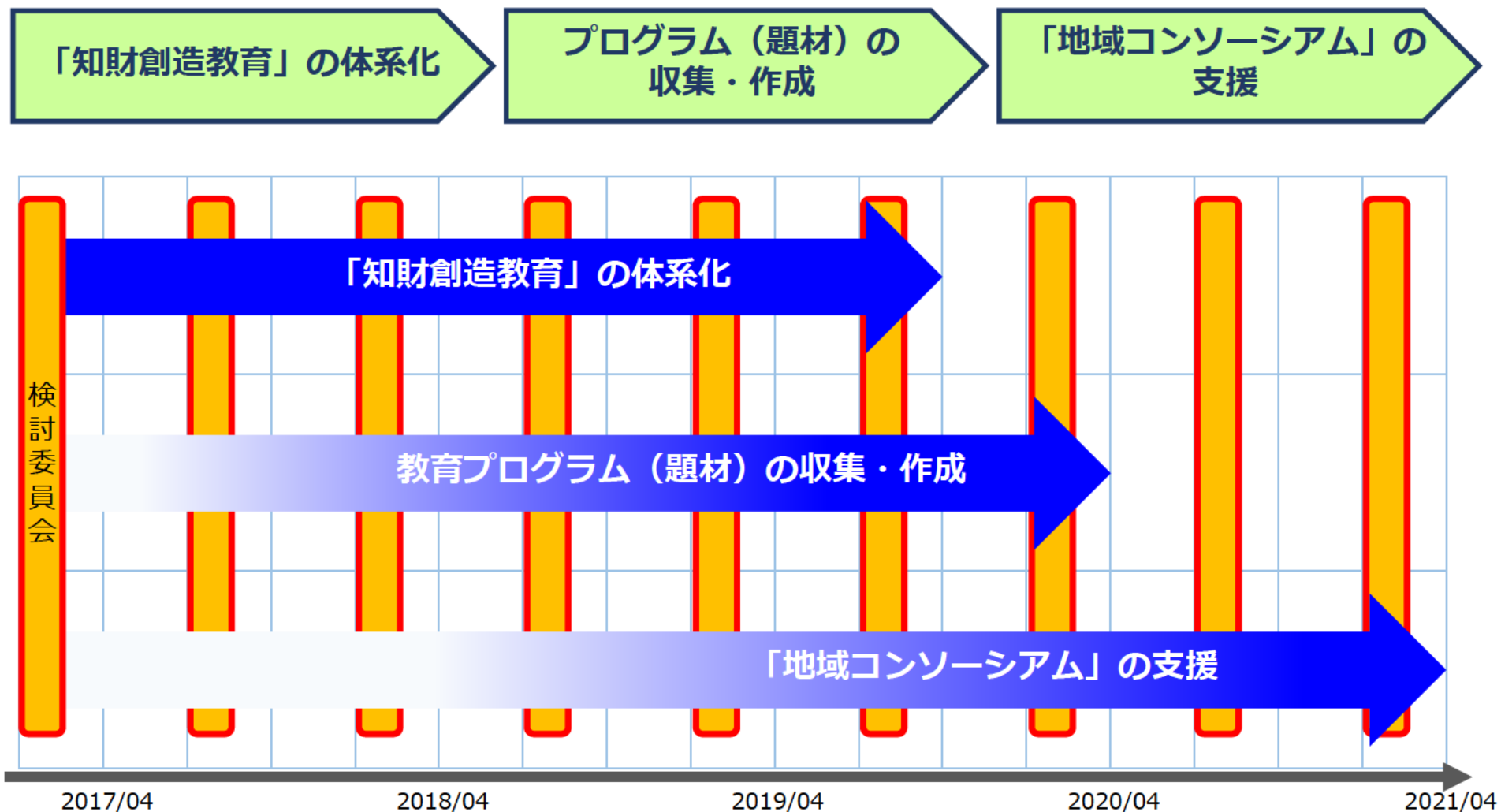
検討委員会の目的

教育現場側と企業等の外部リソース側とが情報共有・意見交換をしながら、「知財創造教育」の在り方を検討するとともに、小中高等学校及び高等専門学校を対象として、地域・社会との協働のための学習支援体制（地域コンソーシアム）の在り方を検討する

検討委員会の検討課題

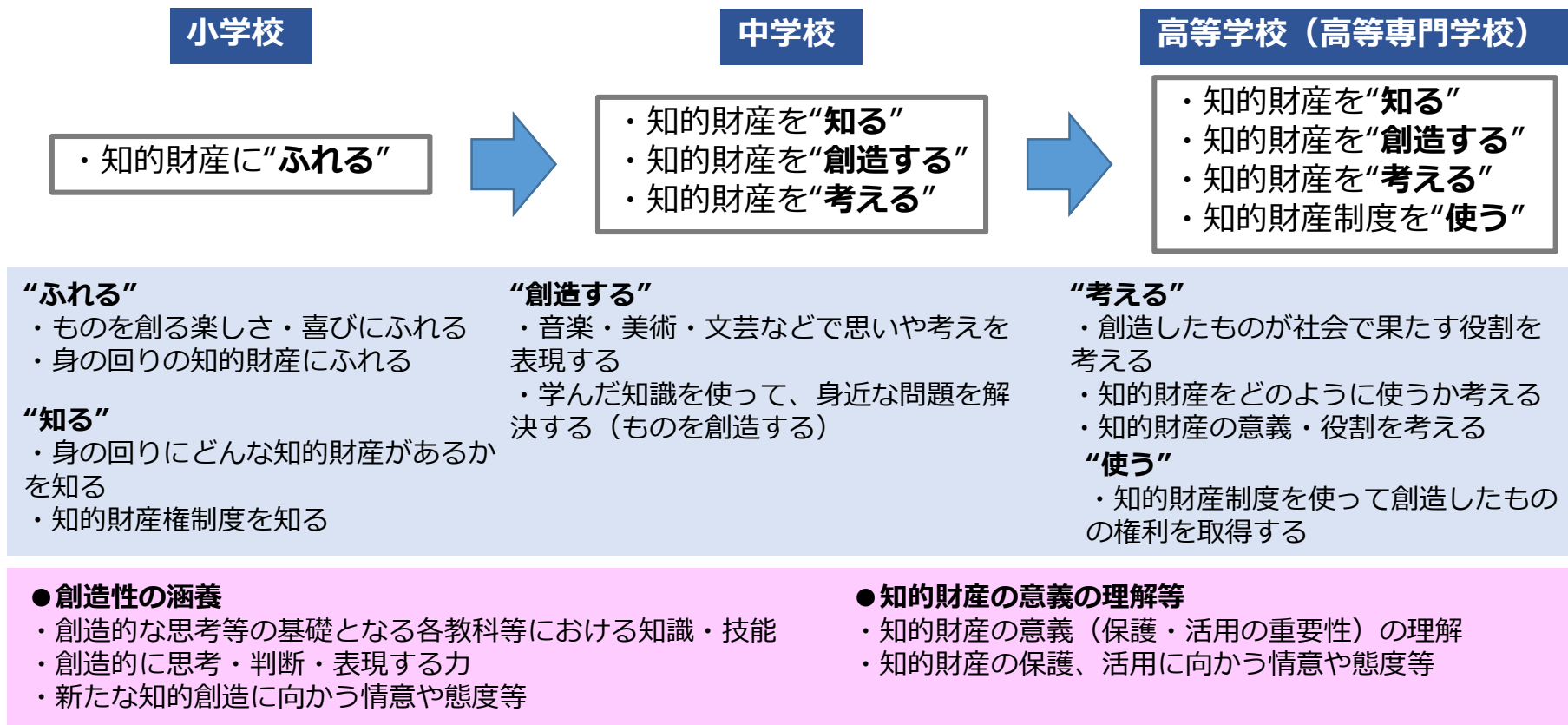
1. 「知財創造教育」の体系化
学習段階に応じた「知財創造教育」の在り方や教育課程における「知財創造教育」の位置づけを検討し、体系化する
2. 教育プログラム（題材）の収集・作成
教育プログラム等の収集方法や作成方法について検討するとともに、各団体と連携して教育プログラム等を収集・作成する
3. 地域コンソーシアムの支援
地域コンソーシアムを推進するために取り組むべき事項について検討する

3. 検討委員会の検討課題



3. (1) 「知財創造教育」の体系化（案）

(1) 発達の段階に応じた系統的な教育の実施



(2) 「知財創造教育」を教育課程に位置づける場合の対象教科

〈小学校〉 国語、理科、社会、音楽、図画工作、総合的な学習の時間

〈中学校〉 国語、理科、社会、音楽、美術、技術・家庭、総合的な学習の時間

〈高校〉 国語、理科、公民、芸術、情報、工業等の職業に関する教科、総合的な学習の時間

3. (2) 教育プログラム（題材）の収集・作成（案）

(1) 教育プログラム等の収集

既存・新規の教育プログラム等の効率的な集約の在り方

(2) 教育プログラム等の作成

「知財創造教育」で扱う教育プログラム等に求められる内容例（中学校段階）

◆知る

日本の高い科学技術力、アニメや漫画などの日本の優れたコンテンツなど身の回りの知的財産に触れて、**日本の豊富な“知的財産”という資源を知る**

◆創造する

- ・学んだ原理や法則等の知識を活用しながら身近な問題を解決するものを創造する **（実社会と関わりのあるものを創造する）**
- ・音楽・美術・文芸などで**思いや考えを表現する**

◆考える

知的財産の意義・役割を考え、自身や他人の**知的財産を尊重する態度を形成する**

3. (3) 地域コンソーシアムの支援 (案)

- ・ 新規・既存教育プログラム等の提供・周知の方法の在り方
- ・ 表彰制度の創設（「知財創造教育アワード（仮称）」）

